



平成28年6月2日

各 位

会 社 名 前澤化成工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 窪田 政弘
(コード 7925 東証1部)
問合せ先 取締役管理本部長 伊東 正博
(TEL 03-5962-0711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、定款第2条に追加および変更を行うものであります。

(2) 定款第30条第2項の条文に所要の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および監査役の間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それら取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第32条および第42条の一部の変更を行うものであります。なお、第32条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>硬質塩化ビニルおよびその他各種プラスチックの成形、加工ならびに販売</u></p> <p>(2) <u>プラスチック・合成塩化ビニル等の樹脂の研究、開発ならびに製造、販売</u></p> <p>(3) <u>バイオテクノロジーの研究、開発ならびに製造、販売</u></p> <p>(4) <u>上下水道用機器の製造ならびに販売</u></p> <p>(5) <u>住宅関連機器、器材の製造ならびに販売</u></p> <p>(6) <u>浄化槽および水処理装置の設計・施工ならびに製造・販売</u></p> <p>(7) <u>管および水道施設工事、その他の土木・建築工事の設計、施工ならびに請負</u></p> <p>(8) <u>浄化槽および水処理装置の維持管理業務</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【現行定款第3号から移動】</p> <p>(9) <u>不動産の売買、賃貸借、管理、斡旋ならびに土地の造成、分譲</u></p> <p>(10) <u>住宅の建設ならびに販売</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(11) <u>家庭用電気製品および電気機械器具の取次販売</u></p> <p>(12) <u>光学機器の取次販売</u></p> <p>(13) <u>コンピュータ機器およびコンピュータソフトの取次販売</u></p> <p>(14) <u>健康食品の取次販売</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(15) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 第28条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>硬質塩化ビニルその他各種プラスチックの成形および加工ならびに販売</u></p> <p>(2) <u>プラスチック・合成塩化ビニル等の樹脂の研究および開発ならびに製造および販売</u></p> <p style="text-align: center;">【変更案第9号に移動】</p> <p>(3) <u>上下水道用機器の製造および販売</u></p> <p>(4) <u>住宅関連機器および器材の製造および販売</u></p> <p>(5) <u>浄化槽および水処理装置の設計および施工ならびに製造および販売</u></p> <p>(6) <u>管および水道施設工事その他土木・建築工事の設計、施工および請負</u></p> <p>(7) <u>浄化槽および水処理装置の維持管理</u></p> <p>(8) <u>災害関連製品の製造および販売</u></p> <p>(9) <u>バイオテクノロジー製品の研究および開発ならびに製造および販売</u></p> <p>(10) <u>不動産の売買、賃貸借、管理および斡旋ならびに土地の造成および分譲</u></p> <p>(11) <u>住宅の建設および販売</u></p> <p>(12) <u>物品販売業</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(13) <u>再生可能エネルギーに関連する事業</u></p> <p>(14) <u>古物営業法に定める古物商</u></p> <p>(15) <u>損害保険の代理業</u></p> <p>(16) <u>前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 第27条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。</p> |

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> | <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> |
| <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> | <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> |